

事 務 連 絡

平成21年10月30日

都道府県労働局

総務部労働保険適用主務課（室）長 殿

（労働保険徴収部事務組合課長）

労働基準部 労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長補佐（業務担当）

船員保険制度の統合に伴う

特別加入に係るリーフレット及び Q&A の送付について

船員保険制度の統合に伴う特別加入の取扱いについては、労働保険適用徴収ブロック会議において説明したところであるが、今般、船舶所有者あて周知リーフレットを別添1のとおり平成21年10月30日に送付したので通知する。

また、別添2のとおり Q&A を作成したので、問い合わせについては「ブロック会議で配布した資料及び当該 Q&A」により対応されたい。

なお、問い合わせ対応について上記により回答ができない場合は、本省補償課通勤災害係（内5467）あて照会すること。

# 船舶所有者のみなさん！

平成22年1月1日から、船舶所有者が労災補償を受けるには、新たな手続きが必要となります。

## はじめに

平成22年1月1日から、船員保険(職務上疾病・年金部門)は労災保険と統合します。労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による怪我や病気に対して必要な保険給付を行う制度であり、船舶所有者に雇用されている船員たる労働者(以下「労働者」と言います。)であれば、補償されます。

しかしながら、船舶所有者の方々(中小事業主の方、労働者を雇用していない方等)が労災保険から、今まで受けていた職務上の事由又は通勤による怪我や病気に対する補償を受けるためには、別途、特別加入制度に加入を行っていただかなければ、補償は受けられなくなりますので、ご注意ください。

## 特別加入が必要な方について

		船員保険 (平成21. 12. 31まで)	労災保険 (平成22. 1. 1から)	
労働者	船舶所有者に雇用されている労働者	○ (補償されます)	→ ○ (補償されます)	
船員たる船舶所有者	法人の代表者及び役員であり、船員を雇用している船舶所有者	○ (補償されます)	→ ○ (別途加入手続きが必要)	統合後は特別加入制度に加入することができません。
	法人の代表者及び役員であり、船員を雇用していない船舶所有者	○ (補償されます)	→ ○ (別途加入手続きが必要)	
	個人事業の代表者等であり、船員を雇用している船舶所有者	× (補償されません)	→ ○ (別途加入手続きが必要)	
	個人事業の代表者等であり、船員を雇用していない船舶所有者	× (補償されません)	→ ○ (別途加入手続きが必要)	

(注) 中小事業主の方及び労働者を雇用していない方に限ります。



厚生労働省

都道府県労働局

労働基準監督署

<http://www.mhlw.go.jp>

## 特別加入制度の必要性について

労災保険は、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度です。特別加入とは、労働者以外の方のうち、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方(中小事業主や一人親方等)に対して特別に任意加入を認めている制度であり、別途、加入手続を行えば、労災保険による補償を受けることができます。また、船員保険の上乗せ給付は、労災保険が支給されていることが支給要件となることから、船舶所有者の方々におかれましては、必ず加入することをお勧めします。特別加入制度の詳しいご案内は厚生労働省ホームページにも掲載していますので、是非、ご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/kanyu.html>

## 保険料及び保険給付について

給付基礎日額10,000円で、妻及び子供1人の特別加入者の場合

○支払うべき保険料

特別加入に係る保険料は、保険料算定基礎額(給付基礎日額×365日)に保険料率を乗じたものとなります。

$(10,000円 \times 365日) \times 50/1000(予定) = 182,500円(年間保険料)$



○労災保険において受けられる保険給付

(例) 仕事が原因で重傷を負い治療を受けたものの、亡くなってしまった場合

療養→全額支給

休業(4日目から1日につき)→ $10,000円 \times 0.8(保険給付60\% + 特別支給金20\%) = 8,000円$

遺族(年金)→ $10,000円 \times 給付基礎日額201日分 = 2,010,000円(年額)$

(注1) 給付基礎日額とは、労災保険の給付額を算定する基礎となるものであり、特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、都道府県労働局長が承認した額が給付基礎日額となります。

(注2) 一定の要件を満たす場合については、船員保険から上乗せ分が支給されます。

## 加入手続について

負傷してから、加入申請を行っても、労災保険による補償を受けることができません。

平成22年1月1日以降、統合時から加入を希望される方については、別途、ご案内しますが、平成21年内には、事業場を管轄する労働基準監督署に申請を行っていただくこととなります。

## 相談窓口について

特別加入のご相談につきましては、お近くの都道府県労働局で受け付けますので、お気軽にご相談ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html>

\*船員保険の保険給付に関するお問い合わせにつきましては、社会保険事務局又は社会保険事務所にお願います。

平成 21 年 10 月

船舶所有者のみなさまへ

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課

労災保険等に関するリーフレット送付のご案内

このたび、平成 22 年 1 月より船員保険の職務上疾病・年金部門が労災保険に統合されることに伴い、船員保険の被保険者である船舶所有者のみなさまが統合後の仕事上のケガや病気について給付を受けるためには、労災保険の「特別加入」への手続が必要となります。

つきましては、別添のとおりリーフレットをお送りします。重要なお知らせですので、ご一読いただくようお願いいたします。

詳細な手続方法については追ってまたお知らせしますが、特別加入の手続についてご不明な点につきましては、お近くの都道府県労働局労働保険徴収課(室)に、労災保険の給付内容については同局労災補償課にお問い合わせください。

都道府県労働局所在地一覧

労働局名	郵便番号	住 所	労働保険徴収課(室) (加入手続担当)	労災補償課 (給付担当)
北海道労働局	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号札幌第1合同庁舎	011-709-2311(代)	011-709-2311(代)
青森労働局	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4145	017-734-4115
岩手労働局	020-8522	(中央通庁舎)盛岡市中央通2丁目1番20号 ニッセイ同和損保盛岡ビル	019-604-3003	
	020-0023	(内丸庁舎)盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館		019-604-3009
宮城労働局	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8842	022-299-8843
秋田労働局	010-0951	(第1庁舎)秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-883-4267	018-883-4275
山形労働局	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-624-8225	023-624-8227
福島労働局	960-8021	(霞町庁舎)福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024-536-4607	024-536-4605
茨城労働局	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31	029-224-6213	029-224-6217
栃木労働局	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9113	028-634-9118
群馬労働局	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号群馬県公社総合ビル8F・9F	027-210-5001	027-210-5006
埼玉労働局	330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 ランド・アクセス・タワー14F~16F	048-600-6203	048-600-6207
千葉労働局	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4317	043-221-4313
東京労働局	102-8307	千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎12階~14階	03-3512-1629	03-3512-1617
神奈川労働局	231-0015	(分行舎)横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル	045-650-2803	
	231-8434	(横浜第2合同庁舎)横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎		045-211-7355
新潟労働局	951-8588	新潟市中央区川岸町1-56	025-234-5921	025-234-5925
富山労働局	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076-432-2714	076-432-2739
石川労働局	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4422	076-265-4426
福井労働局	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-0112	0776-22-2656
山梨労働局	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2852	055-225-2856
長野労働局	380-8572	長野市中御所1丁目22-1	026-223-0552	026-223-0556
岐阜労働局	500-8723	(金竜町庁舎)岐阜市金竜町5丁目13番地岐阜合同庁舎3F	058-245-8115	058-245-8105
静岡労働局	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎 3階、5階	054-254-6316	054-254-6369
愛知労働局	460-0008	(広小路庁舎)名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング15F・11F・6F	052-219-5502	
	460-8507	(三の丸庁舎)名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館		052-972-0261
三重労働局	514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎	059-226-2100	059-226-2109
滋賀労働局	520-0057	(御幸庁舎)大津市御幸町6番6号	077-522-6520	077-522-6630
京都労働局	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3213	075-241-3217
大阪労働局	540-0028	(第2庁舎)大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル14F・17F・21F	06-4790-6350	
	540-8527	(第1庁舎)大阪市中央区大手前4丁目1番67号大阪合同庁舎第2号館8F・9F		06-6949-6507
兵庫労働局	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14F~16F	078-367-0790	078-367-9155
奈良労働局	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0203	0742-32-0207
和歌山労働局	640-8581	(第1庁舎)和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073-488-1102	073-488-1153
鳥取労働局	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1702	0857-29-1706
島根労働局	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7010	0852-31-1159
岡山労働局	700-8611	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2012	086-225-2019
広島労働局	730-8538	(上八丁堀庁舎)広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館(4F・5F)	082-221-9246	082-221-9245
山口労働局	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0366	083-995-0374
徳島労働局	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9143	088-652-9144
香川労働局	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8917	087-811-8921
愛媛労働局	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5F・6F	089-935-5202	089-935-5206
高知労働局	780-8548	高知市南金田1番39号	088-885-6026	088-885-6025
福岡労働局	812-0013	(福岡合同庁舎)福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4F~6F	092-434-9834	092-411-4799
佐賀労働局	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7168	0952-32-7193
長崎労働局	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095-801-0025	095-801-0034
熊本労働局	860-8514	(桜町庁舎)熊本市桜町1番20号 西崎三井ビルディング	096-211-1702	
	860-0008	(二の丸庁舎)熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎		096-355-3183
大分労働局	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3F・6F	097-536-7095	097-536-3214
宮崎労働局	880-0812	(高千穂通庁舎)宮崎市高千穂通2丁目1番33号 明治安田生命宮崎ビル2F	0985-38-8822	0985-38-8837
鹿児島労働局	892-0816	(山下町庁舎)鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8276	099-223-8280
沖縄労働局	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3F	098-868-4038	098-868-3559

## 船員保険統合に伴う特別加入に係るQ &amp; A

問1 特別加入の申請を行う労働基準監督署はどこになるのでしょうか。

(答) 特別加入の申請手続きは労働保険事務組合又は一人親方団体の事務所の所在地を所管する労働基準監督署で行っていただくこととなります。(委託を予定している事務組合や、一人親方団体の設立方法を確認の上、回答すること)

(更問) リーフレットには特別加入については手続きを行う必要があると記載されていますが、労働者たる船員を労災保険に加入させるために何か手続きが必要なのでしょうか。

(答) 労働者たる船員を1名でも雇用している場合は、1月10日までに保険関係成立届を提出していただく必要があります。この手続きを怠っている間に災害が発生し、保険給付を行った場合、事業主たる船舶所有者から費用徴収を行うことがあります。

問2 特別加入に入った場合、入らなかった場合のメリット、デメリットはどのようなものでしょうか。

(答) 特別加入をしなかった場合、職務上の怪我や病気について、必要となる保険給付(療養、休業、遺族等)を受けることができません。

また、新船員保険では、職務上の怪我や病気については、基本的に労災保険から給付が行われた場合に上乗せ給付が行われることから、労災保険の給付を受けることのできない方については、新船員保険からの給付も基本的に受けることができません。

問3 私は現在個人事業主で船員を雇用しておらず、法人ではないことから、船員保険の被保険者ではありませんが、労災保険では特別加入することが可能でしょうか。

(答) 個人の事業主であっても特別加入することは可能です。

(一人親方等の特別加入の要件を説明すること)

問4 保険料はいくらになるのでしょうか。

(答) 特別加入の保険料は希望される給付基礎日額(3,500円～20,000円)によって、算定基礎額(※)が異なります。

なお、船員雇用事業の場合、保険料率は中小事業主も一人親方も1000分の50になります。

※ 算定基礎額は特別加入のパンフレット等から引用して説明すること。

【更問】

新船員保険の保険料はいくらになるのでしょうか。

(答) 新船員保険の保険料に関しては現在本省の保険局の方で検討しており、決まり次第我々にも情報提供されると聞いております。



問5 船員保険が労災保険と統合することによって、これまで受けることができた給付の内容が変わるのでしょうか。

例えば、

- ① 休業補償の場合、初日から給付が行われる
- ② 休業開始4ヶ月は休業補償が100%支給される。
- ③ 遺族補償は標準報酬月額5.5ヶ月分（受給権者1名の場合）

が年金の年額として支給される

等の取扱いは労災保険との統合後は変わるのでしょうか。

（答） 全体としての給付水準は、統合後も原則として変わりありません。ただし、労災保険給付相当分については労災保険から給付され、従来の船員保険で給付されていた額が労災保険の給付を上回る給付や船員保険独自の給付については、上乘せ給付又は独自給付として引き続き船員保険から支給されます。

労災保険で支給された後に、従来の船員保険で支給されていたものと差額が発生する給付については船員保険から上乘せ給付として支給されます。

上乘せ給付は協会けんぽへ請求を行っていただくことになりま

す。

- ① 労災の休業補償は休業開始4日目から支給開始となります。
- ② 労災の休業は、給付基礎日額の60%の保険給付と20%の特別支給金を合わせた80%で支給されます。
- ③ 遺族補償年金は給付基礎日額の153日分（受給権者1名の場合）が年金の年額として支給されます。

以上のように、従来の船員保険での保険給付と、労災保険給付の給付内容は若干異なっており、この差額分については船員保険の上乗せ給付として支給が行われることとなります。

問6 実際に仕事中に怪我をした後で特別加入の申請を行うことができるのでしょうか。

（答） 特別加入の申請をしていただくことは可能ですが、すでに発生した災害については補償を受けることはできません。職務上の怪我や病気について補償を受けるためには必ず事前の申請が必要です。

問7 特別加入申請書に添付する書類には何が必要でしょうか。

(答) 中小事業主等の特別加入申請書には特段添付する書類はありません。

一人親方申請書に添付していただく書類は、団体の規約又は定款等の「その団体の目的、組織、運営などを明らかにする書類」になります。なお、所定の様式がございますので、新規に一人親方の特別加入申請をされる場合、都道府県労働局へお問い合わせください。

(11月上旬の事務連絡に参考の様式を示す予定。)

※ 11月中旬には、船舶所有者あて、特別加入の手続きに関するリーフレットを送付予定である。

問8 従来の特別加入は申請日の翌日からしか加入が認められていませんでしたが、今回の統合時に平成22年1月1日から中小事業主の特別加入することが可能でしょうか。

(答) 今回の統合時に限り、特別加入申請書が平成21年中に提出され、当該保険関係が平成22年1月1日に成立している等の要

件を満たす場合は、1月2日ではなく、1月1日付けで特別加入の承認を行うことを予定しております。

問9 なぜ、今まで、何も行わなくても災害補償されたのに、統合後は、特別加入というものに入らなければいけないのでしょうか。

(答) 2つの保険の名前を見ていただくとわかりますように、それぞれの保険の対象とする者は一致しておりません。

船員保険は船員を対象とした制度であり、船舶所有者（法人の代表者等）についても一定の条件を満たす方は船員として取扱い、被保険者としてきております。

一方、労災保険は労働者を対象とした制度であり、船員である方が必ず労災保険の対象としている労働者に該当するものではないことから、船舶所有者（法人の代表者等）については、改めて、特別加入をしていただかないと業務上災害に係る傷病等の補償が受けられなくなってしまいます。

問10 新船員保険の請求書は、労働基準監督署で受け付けてしてもらえますか。

(答) お尋ねの関係も含め、船員保険と労災保険を所管するそれぞれの窓口等における連携につきましては、本省で調整を行っていると聞いており、わかり次第、お知らせいたします。

問11 船上では、船員たる労働者も事業主たる船舶所有者も2交替制で勤務すること、海上勤務であることから、場合によっては24時間連続して勤務することがあり、また、シフトの変更もあるため、特定の時間帯のみを働いているというわけではありません。

その場合、特別加入申請書の労働時を0時～24時と記載して提出して問題ないでしょうか。

(答) 中小事業主等の特別加入においては、労働者の所定労働時間を記載していただくこととなっておりますが、お尋ねのように、労働者たる船員が2交替制等で勤務しており、他に代替できる者がいない等の事情により、当初の所定労働時間を大きく超えて労働せざ

るを得ない状況が生じることや、乗船中のシフトの変更により大幅に所定労働時間が変更になることがあり、事業主たる船舶所有者も同様ということであれば、所定労働時間を0～24時と記載して提出いただいて問題ありません。

ただし、業務遂行性の有無については実際に災害が発生した際に個別に判断することとなります。

問12 一人親方等の特別加入をしたいのですが、他に特別加入を希望する一人親方の知り合いがいません。一人で手続きが可能でしょうか。

(答) 労働者災害補償保険法第35条の規定により、本来は一人親方等として特別加入していただくためには団体を設立していただくことが必要ですが、制度移行時に限り、やむを得ない事情のある場合は、現時点では1人でも団体として承認ができることとしております。

ただし、団体として承認するには、将来的に複数になることを排除していないと認められることが必要ですので、特別加入申請書に

添付していただく規約や定款はその旨が確認できる内容であることが必要です。

(定款や規約が形式上、補償課長通達の①及び②の要件を満たしていれば団体として承認して差し支えない。なお、定款や規約等は通達発出時には参考の様式を示す予定としているため、それを参考にされたい。)

問13 特別加入団体の構成員が一人の場合、団体名を個人名で団体設立することが可能でしょうか。

(答) 団体名についての規定はなく、個人名としていることをもって不承認にすることはありません。(ただし、例えば「特別加入団体〇〇〇〇」のように団体の要件である複数名の加盟を排除していないような名前であることが望ましい)

問14 統合後、今まで給付されていた船員保険はどうなるのでしょうか。

(答) 統合前から給付を受けていたものは引き続き、船員保険から給付されます。